法令×デジタルワークショップ【Part 1】

# 法令×デジタルの取組紹介

2024/03/08 デジタル庁 参事官補佐 山内匠



### ご案内

 本発表で取り扱う法令改正に係る解説は、 わかりやすさの観点にも鑑みつつ、本資料作成者が作成したものであり、 政府の公式見解ではありません。

# 法令は社会の基盤。 法令データを利活用した社会的価値の高いサービスの開発が期待。

- 法令は、個人や企業、社会の活動や権利義務関係に直結。
- 「法改正のポイント」といったニュース、政局に関する報道で取り上げられることも多い。
- ・ 法令データを利活用した社会的価値の高いサービスの開発が期待。
- 「法令XML」「法令API」により、AIを含むデジタル技術を活用したサービス開発が実現。
- 法令を編集・分析・管理する「法制事務」は、「法令データ」を支える基盤。
- 現在の法制事務は目視・手作業に頼る。デジタル技術を最大限活用できるよう改善が急務。

## 「転入届」

「転入届」のルールや手順

を規定する法令を探してみます。



本文へ サイトマップ アクセス等 問い合わせ 携帯サイト 文字サイズ: 標準 拡大 Q ? 検索の方法 サイト内検索 色変更・音声読み上げ Language

**45**6 観光・文化 産業・ビジネス 防災・防犯

テーマから探す

お手続きの情報・窓口案内

施設案内·利用予約

その他区政情報

※ ポスト うェアする の LINEで送る

ナンバー)制度

### 転入届(新宿区外から引越ししてきたとき)

最終更新日:2024年1月23日

### |新型コロナウイルスワクチン接種について

前住所地で発行した接種券を使わないようご注意ください。 詳しくはこちらをご覧ください。

### |対象となる方・届出について

#### 対象となる方

新宿区以外の市区町村から新宿区に引越ししてきた方

#### 届出できる方

- 本人または同一世帯の方
- 代理人に委任することもできます。(委任状が必要です) ※委任状は【戸籍住民課委任状】からダウンロードできます。

#### 届出期間

引越ししてきた日から14日以内 ※引越す前(住み始める前)には届出できません。

## 「転入届」を規定する法令(一部略)

● 住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号)

(転入届)

- 第二十二条 転入(略)をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項(略)を市町村長に届け出なければならない。
  - 一 氏名
  - 二 住所
  - 三 転入をした年月日
  - 四 従前の住所

五~七 (略)

2 (略)

ルールや手順を厳密に記述

## 「転入届」を規定する法令(一部略)

● 住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号)

(転入届)

- 第二十二条 転入(略)をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項(略)を市町村長に届け出なければならない。
  - 一 氏名
  - 二 住所
  - 三 転入をした年月日
  - 四 従前の住所

五~七 (略)

2 (略)

ルールや手順を厳密に記述

## 法令は、"社会のルールを記述するプログラム"

構造・役割

適用対象

### 法令

### ルールや手順を厳密に記述

個人や企業、社会の 活動や権利義務関係など

(転入届) 第二十二条 転入(略)をした者は、転入をした 日から十四日以内に、次に掲げる事項(略)を 市町村長に届け出なければならない。 一 氏名 二 住所 三 転入をした年月日 四 従前の住所 五~七 (略)

### プログラム

ルールや手順を厳密に記述

データや機器、 ユーザインタフェースなど

(イメージ)

# 法令とプログラムは構造が類似、しかし法令には支援ツールが不 足

法令

ルールや手順を厳密に記述

構造•役割

プログラム

ルールや手順を厳密に記述

一般的なワープロソフト

編集ツール

コーディング専用の便利なエディタ

目視•手作業

エラーチェック

静的チェックツールやデバッガ

一般的なファイル共有ツール

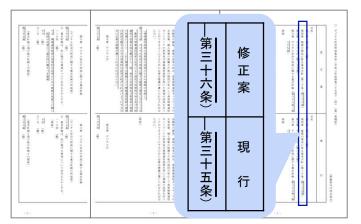
バージョン管理

高度なバージョン管理ツール

## 法制事務で用いられる書類の例

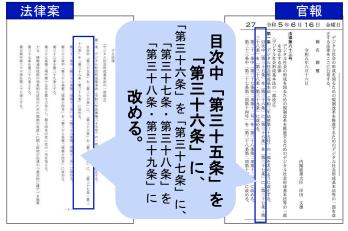
法令案や新旧対照表等の資料は、PDFや印刷物としての体裁を厳密に再現することが求められている<sup>※</sup>。編集にはWord や一太郎といったワープロソフトが用いられるが、条文内容と体裁の作業やデータが分離されておらず、作業中のワープロファイルの内容は個別の書類の体裁に依存し機械可読性が低い。→そのため、条文の管理や転記、体裁の編集は手作業に依存する。

### 新旧対照表



- 法令をどのように改正するか、改正前後の条文を並べ、変更点を傍線で表現する書類。
- ・ 法律案においては参考資料。

### 改め文



- 法令をどのように改正するか、文字列の操作として表現する書類。
- 法律案では意思決定の対象・正本となる。
- 法令を改正する「改正法令」自体も法令。

e-Gov法令検索では、機械可読で再利用性 が高い「法令XML」として整備・提供

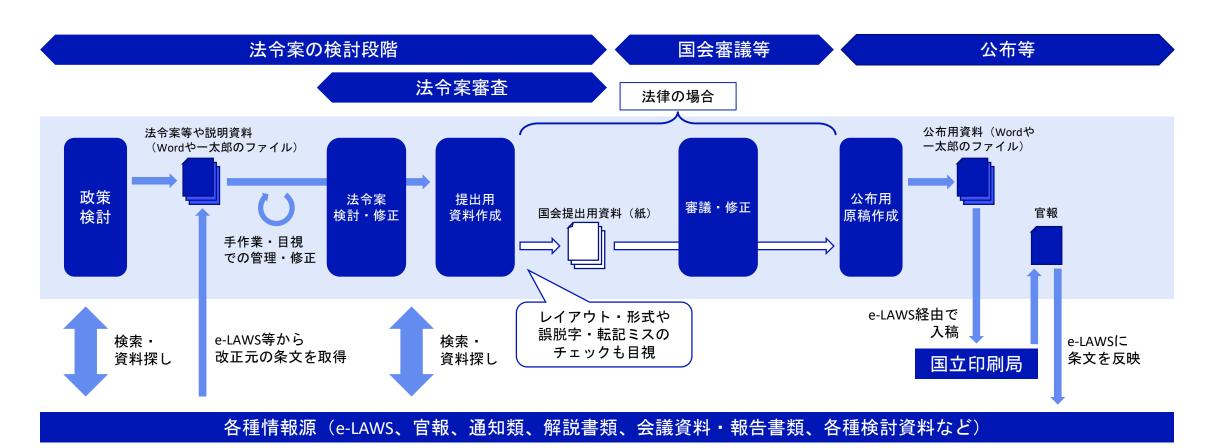
### 溶け込み条文



- 改正の文字列操作を行った結果の状態。法令を読むときに用いるのは通常この形式。
- 改め文を適用することを「溶け込ませる」 という。現状、データの作成やチェックに 手作業を要している。

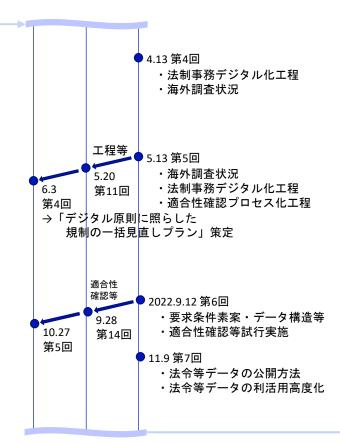
## 法制事務の現状:紙の時代のワークフローに断片的にデジタル技術を利用

複数の種類のデータが介在。管理や転記、確認は手作業・目視に頼っており、人手によるエラーを、同じ人手でカバーしている状況。 本来政策設計などの内容面に投入できたはずのリソースを、形式面に費やす必要がある。



## 法令×デジタルに関する課題や展望を議論

### 旧デジタル臨時行政調査会 ● 2021.11.16 第1回 ● 2021.12.22 第2回 →「構造改革のためのデジタル原則」策定 →「デジタル社会の実現に向けた重点計画」 (2021.12閣議決定) 旧作業部会 ● 2022.2.10 第1回 旧法制事務のデジタル化 検討チーム ● 2.17 第1回 検討事項など ● 2022.2.28 第2回 ・法制事務に関する既存制度等 ・適合性確認プロセス・体制 • 海外調查項目案 論点等 ● 3.16 第3回 ・適合性確認プロセス・体制 3.23 ・法制事務デジタル化・ 3.30 第7回 第3回 BPR·官民分担



### デジタル法制ワーキンググループ 構成員

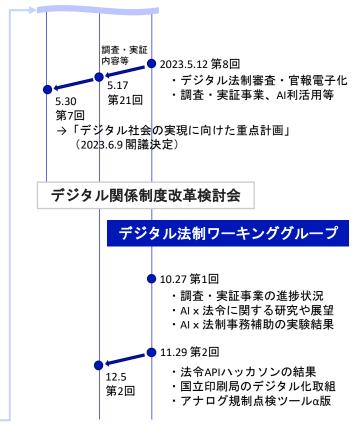
安野貴博 作家/AIエンジニア

角田篤泰 中央大学国際情報学部国際情報学科 教授藤原総一郎 弁護士 長島・大野・常松法律事務所

堀口圭 FRAIM (株) 代表取締役

八木田樹 (株) Legalscape 代表取締役・最高経営責任者 米田憲市 鹿児島大学司法政策教育研究センター 教授

渡部友一郎 弁護士 Airbnb Japan (株) 法務本部長



## 2023 (令和5) 年度より調査・実証事業を開始

### 実施項目の概要

### ① 法制事務・法令等データの調査等

- 法制事務・法令等データの現状や事例、ニーズ等を調査・分析
- ワークフローやデータ構造を設計・シミュレーション

### ② 法制事務システムの調査・検討・プロトタイピング

- 全体アーキテクチャ
- 法令等データの編集・チェック機能
  - 実際の法令立案の現場でのユーザテストを想定
- 法令等データの公開機能・利活用
  - API等の利用者を交えた双方向型の設計・試用を想定

#### ③ デジタル法制の現状・未来に関する調査・研究

- 先端技術活用の未来像、デジタル法制ロードマップの精緻化に 関する調査・研究
  - 大学等の研究者や学生を交えた調査・研究を想定

### 実施項目の目的



・ 法制事務システムの設計・評価を行うための基礎を確立

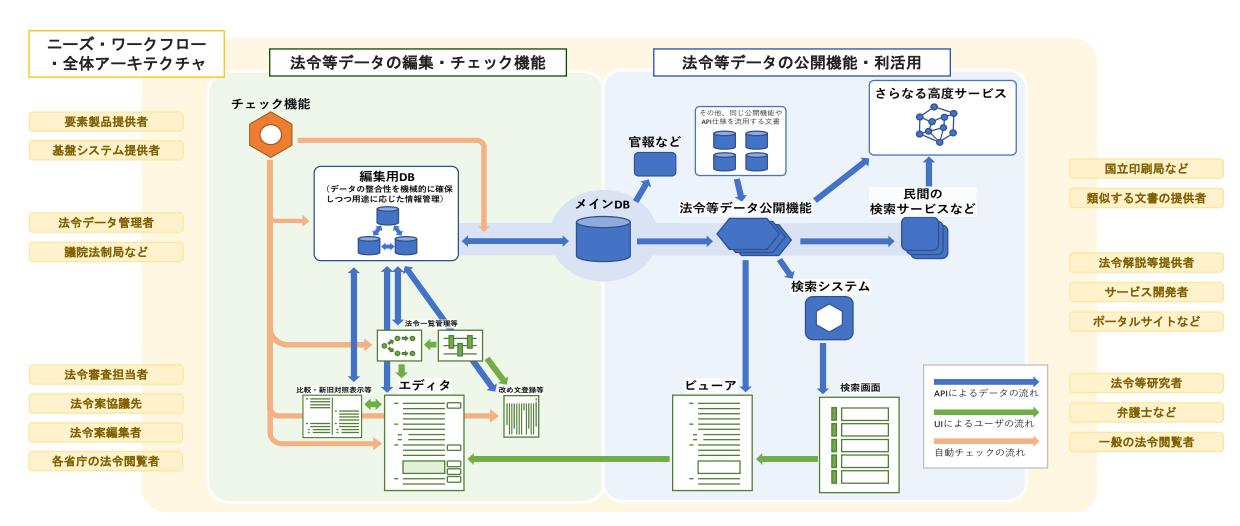


- 2024(R6)年度以降に見込まれる、実導入を想定した本格的な PoCやシステム開発に向け、システムの実現性や基本設計を確立
- システムの利用者、法令等データの利用者を交えた検討により、 法制事務デジタル化への理解を醸成し、建設的な設計と将来の 円滑な移行を可能とする環境を確立



- 法制事務デジタル化の長期的な効果を明らかにし、システム高度化の意義や長期的目標を確立
- 将来的な法令等データ利活用による効果的な政策立案の実現に 向けた方針を確立し、研究開発・人材育成に向けた関心を醸成

## 実施中:データ基盤、編集機能、公開機能等をプロトタイピング



## 法令情報を整備・提供する努力の歴史

- 法令の情報を整備し提供する努力はデジタル 技術が進展する前から。
- 現在はインターネットから利用できる無償 サービスとして「e-Gov法令検索」<sup>[1]</sup>を提供、 法律・政令・府省令等についてはベース・レ ジストリとして整備。
  - 「ベース・レジストリ」:「行政又は民間における サービスの共通基盤として利活用すべき又は利活用可 能なデータ群であって、行政機関等が正当な権限に基 づいて収集し、正確性や完全性の観点から信頼できる 情報を基にした、最新性、標準適合性、可用性等の品 質を満たすもの」(令和五年デジタル庁告示第十二 号)として指定されたデータ
  - 「社会においてルール/規律として機能しているのは必ずしも法令(法律・政省令)に限ら」ない<sup>[2]</sup>。e-Gov法令検索等で提供できていない、現在統一的なデータベースのないルール・規律へのアクセシビリティの確保は依然として課題。

### 【法令データ整備・提供の歴史】

1949(S24)年「現行日本法規」刊行

法令は改正等により更新されるので、加除式の書籍と して刊行

1979(S54)年 行政管理庁「法令検索システム」提供

国の行政機関向けのデータベース

2001(H13)年「法令データ提供システム」提供

インターネット向けの無償サービス

2017(H29)年「e-Gov 法令検索」提供

- インターネット向けの無償サービス
- 「法制執務業務支援システム(e-LAWS)」の法令データベースを利用

<sup>[1]</sup> https://elaws.e-gov.go.jp/

## 法令・法務分野市場で技術活用・サービス創出が進展

### リーガルテックへの期待

法令・法務分野にデジタル技術を活用する「リーガルテック」のサービス・ビジネスが進展。 AIの利活用についてもいち早く反応、技術開発・サービス創出がなされた。



(出典) https://www.legalscape.jp/resource-seminar/resource/chaos2023

## 法令データ利活用を可能にする基盤:法令標準XML・法令API

### 法令標準XML

日本の法令の段落構造を記述するXML形式で、「法令標準XML スキーマ」で定義。e-Gov法令検索や法令APIで提供。

```
<MainProvision>
 <Chapter Num="1">
  <ChapterTitle>第一章 総則</ChapterTitle>
  <Article Num="1">
   <ArticleCaption> (目的等) </ArticleCaption>
   <ArticleTitle>第一条</ArticleTitle>
    <Paragraph Num="1">
     <ParagraphNum/>
      <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並び
      に命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明
      性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条
      において同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。</Sentence>
     </ParagraphSentence>
    </Paragraph>
    <Paragraph Num="2">
     <ParagraphNum> 2 </ParagraphNum>
       <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定
      める手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるとこ
       ろによる。</Sentence>
```

法令標準XMLについて: https://elaws.e-gov.go.jp/download/

### 法令API

法令の一覧や本文XMLなどを取得するAPI。現在は、省令以上の現行規定のデータを提供。

```
> fetch("https://elaws.e-gov.go.jp/api/1/lawlists/3")
     .then(r => r.text()).then(console.log)
⟨ ▶ Promise {<pending>}
 <?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
  <DataRoot>
    <Result>
     <Code>0</Code>
     <Message/>
    </Result>
    <ApplData>
     <Category>3</Category>
     <LawNameListInfo>
       <LawId>105DF0000000337</LawId>
       <LawName>明治五年太政官布告第三百三十七号(改暦ノ布告)</LawName>
       <LawNo>明治五年太政官布告第三百三十七号</LawNo>
       <PromulgationDate>18721109/PromulgationDate>
     </LawNameListInfo>
     <LawNameListInfo>
```

法令APIについて: https://elaws.e-gov.go.jp/apitop/

## 法令APIの機能拡張に向けたプロトタイプを開発

### 開発者にとっての使いやすさも考慮

現状の法令APIで提供していない「改正前の過去の条文履歴」「キーワード検索機能」などの機能を追加。 APIを直接利用してプログラミングを行う開発者にとっての「使いやすさ」も考慮して設計。



(画面は開発中のものです)

- 改正前条文履歴のデータ提供、キーワード検索などの機能を追加。
- API仕様をOpenAPI Specificationとして提供。Swagger UI上のインタラクティブな画面でAPIの試用ができるほか、スタブコードの自動生成などが可能。
- APIの利用方法がわかるようなサンプルコード(Next.jsで構築した簡易な法令ビューア)を提供。
- API全体を通じてデータ項目の命名規則を標準化。 (現状は同じ 意味の項目が場所によって違う識別子であることも。)
- データの絞り込みの機能を追加。大量データに対してはページ ネーションの機能を追加。
- 条文の添付画像などのバイナリをバイナリのまま提供するエンドポイントを追加。(現状はZip圧縮したBase64文字列がXMLに埋め込まれて返却。)
- これまでXMLでの返却しか対応していなかったが、JSONでの返却 を選択できるよう機能拡張。

## 法令APIハッカソンについて

- 法令APIを用いたサービス開発等の促進のため、法令APIプロトタイプを活用したハッカソン(サービス開発試行イベント)を開催。14チームから56人が参加。
- ハッカソン期間は2023年11月10日(金)~17日(金)。 10日(金)及び16日(木)にハイブリッド形式のワークショップを開催。17(金)に各チームの代表者が会場に集い、発表・表彰式を開催。
- 3名の有識者審査員に審査・採点を頂き、それぞれの専門的観点において優秀と認められた1チームずつ、合計3チームを表彰。



### 賞・審査員一覧

法令の普及・研究促進賞 法令の普及や研究促進の観点

### ビジネス・法務賞

法務によるビジネス活性化や 法曹分野での利便性向上の観点

### 技術利活用賞

技術を利活用したサービス・ビジネス創出の観点

### 米田 憲市 審査員

鹿児島大学司法政策教育研究センター 教授 デジタル法制WG構成員

### 増島 雅和 審査員

弁護士 森・濱田松本法律事務所 デジタル関係制度改革検討会構成員

### 八木田 樹 審査員

(株) Legalscape 代表取締役・最高経営責任者 デジタル法制WG構成員

## AI等を利用した法制事務補助の実験結果

### 実験の概要

- 目的:LLMを用いたAI等の法制事務への適性や、 すぐに実現できそうなこと、中長期的に検討を 要することを整理。
- 方法:職員が実際に既存製品を用いて法制事務 補助のアイデアを実験。実験例は、デジタル庁 内の職員から募集。
- ツール:主に、デジタル庁内向けに実験用途で 提供されている試験環境を活用。そのほか、必 要に応じて法令APIや各種コードを使用。
- ・ 実験数: 2023年6月~10月の期間で、12名から 24例が提供。5月以前の実験例と合わせて約30 例を検証。(1つの実験例の中で複数のプロン プトを実験。)

### 実験結果の概要

- 条文や施策概要などの文章をもとに、資料や図を作成したり、アイデアを出力する実験例では、すぐに実現できそうな一定の結果が出ている印象。特に、資料の素案作成の手間を削減したり、短時間でアイデアを発見する効果が見られた。
- 他方、条文を生成したり、法令条文特有のチェックを行う実験例については、単純なプロンプトでは意図した出力がなされないケースが多かった。プロンプトの工夫や、問題を分割するなど、中長期的に更なる研究を要すると考えられる。
- いずれの場合も、出力結果を法制事務経験者が確認したところ修正を要する場面 が複数あったため、人によるチェックや、ルールベースのチェックプログラムな どによる自動チェックと組み合わせることが有効と考えられる。
- ・ また、法令APIとの組み合わせによる実験例も複数報告。実用性が高いと考えられる例も報告されており、APIや法令等データの整備に加え、これらとAIを組み合わせることによる法制事務補助アプリの開発が有効と考えられる。

## LLMを用いたAIの特性と法制事務観点での考慮事項

### 一般的な特性

### 言語モデルである

• 自然な文章ややり取りを生成するよう訓練されたモデル。追加学習 (fine tuning) を行わなくても、タスクを説明する、例を与えるなどにより、多様で柔軟なタスクに適応。しかし、単体では計算、論理的な 推論は確実でなく、検索も行わない。ただし、プロンプトの工夫や外部APIとの組み合わせで改善する手法も研究されている。

### 使い手に十分な専門知識が必要

• 原理上、出力結果が事実であるか、妥当であるかは別問題。出力を利用する場合は、使い手に、内容の正確性や妥当性を分析・判断する十分な知識と技術が必要。

### "もっともらしさ"に惑わされない注意力が必要

• 出力が流暢になるよう訓練されているので、直感で受け入れたくなるようなもっともらしさを持つ。口上のうまさに惑わされず、客観的・批判的な分析を働かせるよう特に注意が必要。

### 法制事務観点での考慮事項



• 外部の情報に依存しない、要約などの言語的タスクでは効果を期待。 法令や条文の検索・分析などのタスクでは、よりどころとなる法令 データベース・APIが必要と考えられる。その上で、APIを組み合わせ た処理や、プログラムのコード案の出力などが考えられる。



• 例えば要約や条文の推敲のタスクでは、出力された要約が正確か、条 文が法令として適切かを分析・判断する技能が必要と考えられる。そ の前提で、気づきにくいアイデアを出力するブレスト用途では効果を 期待。



• 法制事務のタスクでは、複雑な場面での厳密性が特に求められるため、 出力がもっともらしくても適切に注意を喚起する仕組みが必要と考え られる。また、厳密にルールを適用するために、別の決定論的な チェック機能等を併用することが有効である可能性。

## 実験例:条文に基づく資料作成

### ※本ページでは出力をそのまま記載しており、内容の正確性・妥当性は検証しておりません。内容は"もっともらしい誤り"である可能性があります。

- 文章の加工や要約、表現の変更、文章に基づく資料作成もよく言及されるユースケース。
- 右の例は、行政職員のマニュアルへの利用を 想定して、行政手続法上のパブコメ手続に関 するフローチャートを生成するもの。
- 内容面では、項目が網羅的でない、違う条項を参照している、など課題がある。図自体は出力されたため、法律の解釈が可能な職員が内容の修正を行うことを前提に、作業時間の短縮にはなるか。
- また、行政手続法は比較的LLMが対応しやすい 構造の条文であると考えられるため、複雑な ケースで動作するかについてはさらなる検証 が必要。

#### User

職員のマニュアルに活用するために、行政手続法上、パブコメが要・不要かどうかを判定する図を作成してください。条項ごとになるべく細かく分岐が分かるようにしてください。図は、下記の「図を書く際の注意」に従って書いてください。

#### ### 図を書く際の注意

- フローチャートをMermaid構文で書いてください。
- 図のそれぞれの項目の中の文章は「"」で囲む必要があることに注意してください。 - 図のそれぞれの項目には、条項番号に加え、条文の本文に従って、どのようなことを判断すればよいか分かるように、図の項目の中に、概要をそれぞれ50文字程度で含めてください。図の中の文章は、だいたい15文字程度ごとに、見やすい位置で「¥n」で改行してください。

### System (長いため抜粋。日本語19k文字、約31kトークン)

あなたは法令解釈の専門家です。ユーザからの質問には、以下の参照条文に基づいて答えてください。回答にはなるべく条番号などの根拠を含め、また、参照条文に根拠がない回答は行わないか、根拠が見つからないと答えてください。

#### ### 参照条文

#### 行政手続法

(平成五年法律第八十八号)

#### 目次 ~~~

#### 第一章 総則

#### (目的等)

第一条 この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定する事項について、 他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

~~~

### 出力(Model: GPT-4、 VSCodeでレンダリング) 以下に、行政手続法上、パブコメが要・不要かどうかを判定するフローチャートをMermaid機文で作成します。 命令等を定める予定か? (第38条) 緊急性があるか? (第39条第4項第1号) 金銭に関する命令等か? (第39条第4項第2号、第3号) 委員会等の議を終る命令等か? (第39条第4項第4号) 法令の規定の適用又は準用に ついて必要な技術的読替えを 定める命令等か? (第39条第4項第6号) 法令の制定▽は改廃に伴い 当然必要とされる規定の整理 委員会等が意見公募手続に その他の賞目公募手続を 準じた手続を実施したか? 実施することを要しない (第40条第2項) 軽微な変更として政令で定める ものを内容とする命令等かる (第39条第4項第8号) パブコメ不要 パブコメ要 てのフローチャートは、行政手続法の第38条から第40条までの規定に基づいて作成されています。各ステップでは、結定の各項に基づく判 断が求められます。"はい"の同答がある場合、次のステップに進みます。"いいえ"の同答がある場合、パブコメが不要であるか。または必

要であるかが示されます。

## 実験例:法令APIと組み合わせた質問回答

※本ページでは出力をそのまま記載しており、内容の正確性・妥当性は検証しておりません。内容は"もっともらしい誤り"である可能性があります。

- LLMを用いて自然言語の質問から呼び出すべき APIを判断し、法令APIと組み合わせることにより質問に答える応用例。
- 右の例は、プロンプトに指定した条項だけで なく、その条項の内容に基づいて別の条項を 取得したり、条文中の定義語の存在を特定す る必要があるタスク。
- 鉤括弧付きで引用されている部分は実際の条 文と一致。法令APIと組み合わせることで、条 文の正確な内容に基づいたタスクを一定程度 実行できることが確認出来た。
  - どのような質問であれば回答できるかのさらなる研究や、 質問を行いやすいユーザインタフェースの研究、柔軟な質 問を可能とするための法令APIの機能拡張の研究などが有 益と考えられる。

### プロンプト

行政手続法(平成五年法律第八十八号)第一条で、用語を定義している箇所があったら、どのように定義しているか説明してください。また、その定義が対象条項を指定している場合、指定された先の条項の内容を調べ、当該用語がその条項においてはどのように使われているか説明してください。回答は最後にまとめて出力してください。

#### 実験環境

LangChain (JS) と、GPT-4のfunction callingを用いて、法令APIと連携できるようにした環境

- → GPT-4の出力(function\_call)に基づき、LangChainが法令APIを用いて行政手続法第一条を取得
- → 法令APIの出力がGPT-4に渡され、新たなGPT-4の出力に基づいて、行政手続法第四十六条を取得

### 出力 (Model: GPT-4、最終出力のみ)

行政手続法(平成五年法律第八十八号)第一条では、「透明性」について「行政上の意思決定について、その内容及び過程が国 民にとって明らかであること」と定義しています。また、この定義は「第四十六条において同じ」とされています。

第四十六条では、「地方公共団体は、第三条第三項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と記載されています。ここでの「透明性」は、地方公共団体の行政運営における意思決定の内容や過程が国民に明らかであるべきであるという意味で使われています。

## 実験例:条文案の生成

### ※本ページでは出力をそのまま記載しており、内容の正確性・妥当性は検証しておりません。内容は"もっともらしい誤り"である可能性があります。

- 関心の高いユースケース。ただ、現状試しているシンプルなプロンプトでは、法制度として必要な具体的な規定がなされなかったり、既存の法令との関係や定義語、重要な固有名詞等について考慮されていないなど、課題が多い。
- 規定内容や法令特有の規定方法など、指示を 具体化するにつれて適切な条文に近づいてい くが、条文を直接書いた方が早いと感じる場 面も。
- 他方、特に指示をしなくても例外や罰則など の条文が生成されることがあり、アイデア出 しの効果はあるかもしれない。

### プロンプト

以下に示す法案概要をもとに、法律の条文を書いてください。

#### ### 法案概要

実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備

実験等に用いる無線設備(携帯電話端末及びWi-Fi機器等に限る。)が適合表示無線設備でない場合であっても、我が国の技術基準に相当する技術基準に適合しているときは、一定の条件の下で、当該無線設備を使用する実験等無線局の開設及び運用を可能とする制度を整備する。

### 出力(Model: GPT-4、一部空白行削除)

#### ### 法律条文

#### 第一条(実験等無線局の開設及び運用に係る特例)

- 1. 本法は、実験等に用いる無線設備(携帯電話端末及びWi-Fi機器等に限る。)が適合表示無線設備でない場合であっても、我が 国の技術基準に相当する技術基準に適合しているときは、一定の条件の下で、当該無線設備を使用する実験等無線局の開設及び 運用を可能とする制度を整備することを目的とする。
- 2. 本法において「実験等無線局」とは、実験等に用いる無線設備を使用する無線局をいう。
- 3. 本法において「適合表示無線設備」とは、我が国の技術基準に適合していることが確認され、適合表示が行われた無線設備をいう。

#### 第二条 (実験等無線局の開設及び運用の許可)

- 1.実験等無線局の開設及び運用は、適合表示無線設備でない無線設備を使用する場合であっても、我が国の技術基準に相当する 技術基準に適合していると認められた場合に限り、情報通信省の許可を得て行うことができる。
- 2. 前項の許可を得るためには、情報通信省に対し、該当する無線設備の技術基準の適合性に関する証明書及びその他の必要な書類を提出しなければならない。

#### 第三条 (適用除外)

本法は、公共の安全や秩序を害するおそれのある無線設備については適用しない。

# 機械実行可能な法令を用いた 政策立案や行政運営の効率化・合理化:Rules as Code

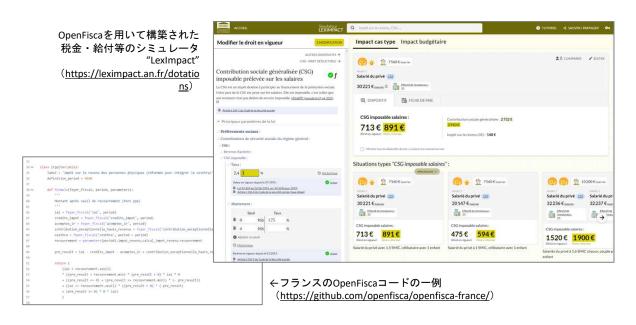
### Rules as Code (RaC)

- (文献により定義は異なるが、)機械実行可能な形式 で法令などのルールを記述することで、法令の効果を 事前にシミュレートしたり、法令を直接システム実装 することで、政策立案や行政運営の効率化や合理化な どを目指す手法や概念。
- ニュージーランド政府の"Better Rules"プロジェクト (※1)、フランス政府発祥のプロジェクト"OpenFisca" (※2)、カナダ政府の天然資源採掘規制に関するパイロット事業(※3)、OECDのレポート(※4)をはじめ、各国でパイロット事業や研究がなされている。
- 現在の取り組みは、税や給付など数値で表現出来る分野が中心



Better Rulesプロジェクトの紹介動画より。

(<a href="https://www.youtube.com/watch?">https://www.youtube.com/watch?</a> v=S4KWImQBAc0&t=99s)



<sup>(※1)</sup> https://www.digital.govt.nz/dmsdocument/95/html

<sup>(</sup>X2) https://openfisca.org/en/

<sup>(※3)</sup> https://digital.canada.ca/2023/10/12/mining-for-ideas-to-simplify-a-complex-process/

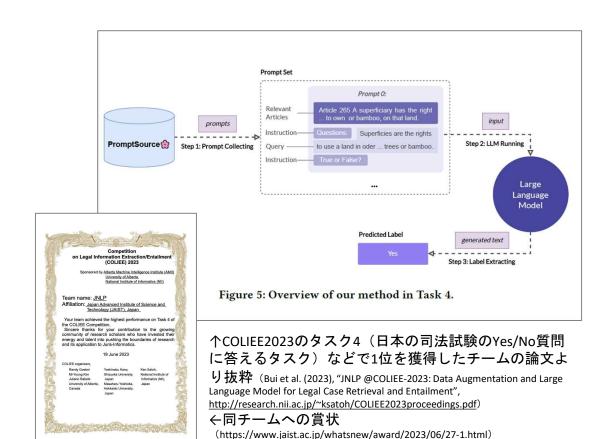
<sup>(\*\</sup>displays) https://doi.org/10.1787/3afe6ba5-en

## 高度な技術活用に向けた研究面からの取り組みも

### 法文書処理の国際コンテスト「COLIEE」

- 法令や判例などの法分野の文書を対象に、文書や段落の検索、質問への回答などを行うタスクについて、 チーム対抗で精度を競う国際コンテスト。
- 問題には、日本の司法試験のYes/No質問に答えて正答率を競うもの(タスク4)も含む。
- 2023/6/19にポルトガルで開催されたCOLIEE 2023には、25カ国から30チームが参加した。

(参考) http://research.nii.ac.jp/~ksatoh/COLIEE2023proceedings.pdf



## 法令は重要性が高い分、適切な改正を適時行う必要性も大きい

### 事例:アナログ規制の見直し

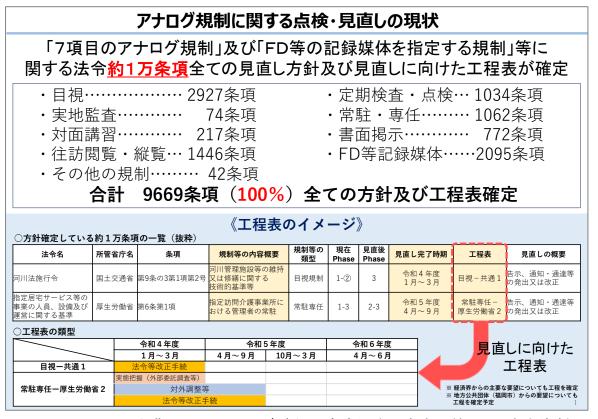
2021年11月よりデジタル臨時行政調査会(事務局:デジタル庁)を開催、「7項目のアナログ規制」「FD等の記録媒体を指定する規制」等に着目して法令を点検。結果、法令約1万条項について見直し方針を確定(2022年12月)。

### 「アナログ規制の見直しによる経済効果(中間報告)

~株式会社三菱総合研究所へのデジタル庁委託調査による推計~」

(2023年8月)によれば、アナログ規制の見直しにより、

◆約2.9兆円のコスト削減効果、◆約0.9兆円の市場拡大効果、◆約3.6兆円(名目GDP比+0.64%程度)のGDPへの影響を見込む。(数値については、今後の精査の結果変わりうる。)

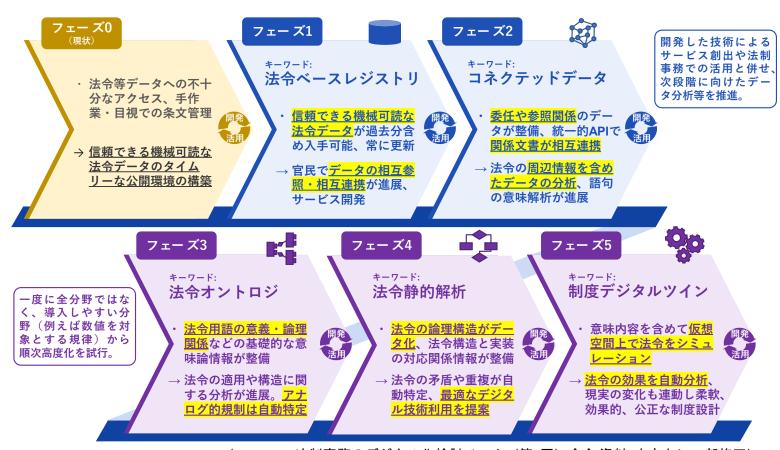


出典: 2022.12.21 デジタル臨時行政調査会(第6回)会合資料1

## デジタル法制ロードマップ (議論に向けた未来像)

### 公平公正・効果的な 政策立案を目指して

AI等技術の研究開発と、技術を活用した サービス開発・基盤整備・制度整備等の 段階的な高度化サイクルを軸とした、 「デジタル法制ロードマップ」を提案。



(2022.11.9 法制事務のデジタル化検討チーム(第7回)会合 資料2をもとに一部修正)

## 法令×デジタルの取り組みと展望

- ・ 法令は社会のルールを記述するプログラム。経済活動や権利義務に関係する、社会の基盤。
- 法令を支える法制事務は目視や手作業に頼る。AIを含むデジタル技術活用に向け取組中。
- **法令データ利活用・リーガルテック**により、社会的価値の高いサービスの開発が期待。
- 法令のシミュレーションによる公平公正・効果的な政策立案の将来像が研究中。

法令×デジタルに関する取り組みの 最新情報をご覧ください https://www.digital.go.jp/policies/legal-practice



デジタル庁で一緒に取り組んでくださる方、 エンジニア・AI人材等を募集しております https://www.digital.go.jp/recruitment



法令APIや法令データを使った感想、 作品などを是非共有してください→

#法令データ #法令API